

重要事項説明書

(注意喚起情報)

重要事項説明書(注意喚起情報)

お申し込みにあたって特に注意いただきたい次の内容を記載しています。

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| ① 責任開始期について | ⑥ ご加入の契約を見直す場合の留意点 |
| ② クーリング・オフについて | ⑦ 解約した場合 |
| ③ 告知義務について | ⑧ 保険会社が経営破綻した場合 |
| ④ 保険料の払い込みが滞った場合 | ⑨ 保険金などのご請求に関するお問い合わせ
苦情・相談について |
| ⑤ 保険金などがお支払いできない場合 | |

個人情報の取扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

保険金などのご請求手続きとお支払事例

保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例を記載した冊子をご用意しております。

お問い合わせ先や、ホームページへアクセスできる二次元コード等を掲載しておりますのでご確認ください。

必ず、ご一読いただくとともに、大切に保管してください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター

0120-157-157 (通話無料)

受付時間が一部変更になっている場合があります。

お手数ですが、ホームページにて最新の状況をご確認ください。

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

目次

重要事項説明書（注意喚起情報）

P2～P9

1	責任開始期について	P3
2	クーリング・オフについて	P3
3	告知義務について	P4
4	保険料の払い込みが滞った場合	P5
5	保険金などがお支払いできない場合	P6
6	ご加入の契約を見直す場合の留意点	P7
7	解約した場合	P7
8	保険会社が経営破綻した場合	P8
9	保険金などのご請求に関するお問い合わせ	P8
	苦情・相談について	P9

個人情報の取扱い

P10

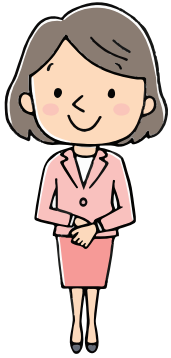
保険金などのご請求手続きとお支払事例

P11～P12

契約内容ご案内制度

P13

重要事項説明書(注意喚起情報)



この「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいことを記載しています。

必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

注意喚起情報

商品別の確認項目一覧

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ジャスト									
ジャスト 終身保険									
ジャスト 定期保険									
ジャスト 養老保険									
ジャスト 「家族」所得保障保険									
ジャスト 3大疾病所得保障保険									
ジャスト 介護・身体障害所得保障保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジャスト 3大疾病・介護・身体障害保険									
ジャスト 3大疾病・介護・身体障害終身保険									
ジャスト 要支援・介護保険									
ジャスト 認知症保険									
ジャスト 総合医療一時金保険									
ジャスト 継続入院所得保障保険									
ジャスト 生活習慣病重症化予防応援保険									
長期定期保険『サクセス』									
逡増定期保険『マジェスティ』	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活障害年金定期保険『プログシード』									
こども応援団／Mickey	○	○	○	○	○	○	○	○	○
入院一時金保険(限定告知型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指数連動型年金「ステップジャンプ」	○	○	×	○	○	○	○	○	○
積立年金『しあわせ物語』	○	○	×	○	○	○	○	○	○
※変額個人年金保険にかえて加入する場合等で一時払のみを対象とする									

「×」印は、確認対象外の項目です。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、契約内容に関する事項や保険金などの支払事由およびお支払いできない場合などは、「ご契約のしおりー約款」・「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に記載していますので、あわせてご確認ください。

「ご契約のしおりー約款」「保険金などのご請求手続きとお支払事例」について

- 当社ホームページまたは右記に記載の二次元コードより閲覧いただけます。

ご契約のしおりー約款

- ・「ご契約のしおりー約款」 <https://dl-shiori.jp/>

※別紙「お申し込みいただく保障内容と保険料」、「保険証券」にも二次元コードを記載しております。



- ・「保険金などのご請求手続きとお支払事例」

https://www.dai-ichi-life.co.jp/contractor/notice/about_payment/pdf/index_002.pdf

保険金などのご請求手続きとお支払事例

- 保険金などのご請求に関してご不明な場合は、当社担当者またはコンタクトセンター(入院・手術給付金、死亡保険金等専用ダイヤル)0120-211-157にお問い合わせください。



特に注意いただきたいことを記載しています。必ずお読みください。

重要事項説明書（注意喚起情報）

1 責任開始期について

責任開始期（保障を開始する時）は、お客さまが**契約の申し込みと告知をともに完了した時点**となり、かつ保険契約はお客さまからの申し込みを第一生命が承諾したときに成立します。

営業担当者などは、お客さまと第一生命の保険契約の媒介を行う者であり、保険契約締結権はありません。

なお、保険契約の成立にあたって、**申し込み時に第1回目の保険料の払い込みが必要な場合があります。**

※健康状態などの告知を不要とする場合の責任開始期は、第一生命が申し込みを承諾し契約が成立した場合、契約の申し込みが完了した時点となります。

第1回目の保険料の払い込みについて

(1) 保険証券到着後に保険料が引き落としされる場合

口座振替またはクレジットカードによる払い込みを選択した場合、第1回目の保険料は一部の取扱を除き、契約が成立した後に指定された口座・クレジットカードから引き落としされます。

(2) 申し込み時に保険料の入金が必要な場合

以下の場合にご契約の成立にあたって、申し込み時に第1回目の保険料の払い込みが必要となります。

- ① 給与天引き（団体扱）
- ② 送金による払い込み
- ③ 口座振替のうち一部の取扱（一部前払、予納（一括払）、ボーナス払（継続一括払）、前納）
- ④ クレジットカードによる払い込みのうち一部の取扱（一部前払、予納（一括払））

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」の目次を参照し、「ご契約の成立と保障の責任開始期」をご確認ください。

2 クーリング・オフについて

クーリング・オフが可能な期間は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日または契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて**15日以内**となります。

なお、当社では契約の申込日以前に重要事項説明書をお渡ししています。

- (1) クーリング・オフは、書面または電磁的な方法（ホームページ等）によりお申し出することができます。書面による申出の場合、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便にて取扱支社または本店あてお申し出ください。ホームページからの申出の場合、第一生命ホームページの「クーリング・オフ手続き」よりお申し出ください。
- (2) 申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、冊子の受領日からその日を含めて15日以内がクーリング・オフ可能な期間となります。
- (3) 第一生命指定の医師による診査が終了した場合など、**クーリング・オフのお取り扱いができないことがあります。**
- (4) クーリング・オフがあった場合は、払い込まれた金額は全額お返しします。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」をご確認ください。

3 告知義務について

健康状態などについて、ありのままを告知してください。

正しく告知いただけない場合、**契約や特約が解除され、保険金などをお支払いできないことがあります。**

なお、**営業担当者などに口頭で話されても告知したことにはなりません。**

告知

- (1) 被保険者（または契約者）には傷病歴・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについて、医師や告知手続きの質問事項に対し、事実を漏れなく正確に答える義務があり、これを告知義務といいます。（※）
（※）告知を不要とする場合もあります。告知を不要とする場合でも、入院中ではないなどの所定の条件を満たす必要があります。
- (2) 営業担当者などには告知受領権はありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- (1) 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、第一生命は「**告知義務違反**」として**契約または特約を解除することがあります。**その場合、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。なお、**すでに払い込まれた保険料はお返ししません。**
- (2) 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、**詐欺による取消**を理由として保険金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。また、**解約返還金もお支払いできません。**

傷病歴などがある場合のお引き受け

傷病歴などがある場合でも、告知された傷病、商品の種類・内容によってはお引き受けすることがあります。なお、申し込みをお断りすることや「保険料の割増」「保険金額の削減」「特定部位不担保」などの特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。

申込内容または請求内容などの確認

申し込み後、または保険金などや保険料の払い込み免除のご請求時に、第一生命社員または第一生命が委託した者が、申込内容・請求内容などについて確認する場合があります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「告知義務」をご確認ください。

重要事項説明書(注意喚起情報)

4 保険料の払い込みが滞った場合

所定の期間内に保険料を払い込んでください。

期間内に保険料の払い込みがない場合、契約の効力がなくなり、保険金などのお支払いができません。

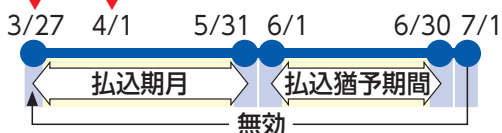
保険料の払込・猶予期間・失効・無効

- (1) 保険料は払込期月内に払い込むことが必要ですが、払い込みがない場合のために猶予期間を設けています。猶予期間内に第1回目の保険料の払い込みがなければ、**契約の効力は遡及してなくなります(無効)**。その場合、復活および立て替え(自動貸付)のお取り扱いはございません。(※1)
猶予期間内に第2回目以後の保険料の払い込みがなければ、**猶予期間の満了日の翌日から契約の効力はなくなります(失効)**。なお、猶予期間は保険料の払込方法により異なります。
(※1) 全部見直し制度、一部見直し制度、医療保障変更制度、家族内承継制度を利用のご契約については、猶予期間の満了日の翌日から契約の効力はなくなります(失効)。
- (2) ただし、猶予期間内に払い込みがない場合でも、**あらかじめお申し出がない限り、解約返還金の範囲内で自動的に保険料を立て替えて(自動貸付)、契約を継続させます。その場合、所定の利率で利息がかかります。**(この利息は複利にて計算されます。)なお、商品によっては、立て替え(自動貸付)ができない商品もあります。
- (3) 第1回目の保険料をお払い込みいただくまで、保険料や契約の保障内容が変更となる手続きは原則取り扱いません。したがって、確実に第1回目の保険料金額を確認のうえ猶予期間内にお払い込みください。

月払の場合

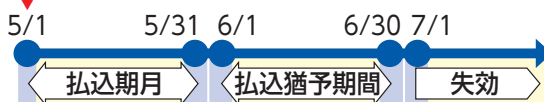
第1回目保険料の例

責任開始日 契約日



第2回目以後の保険料の例

契約応当日



半年一括払・年一括払(※2)の場合

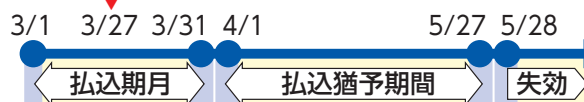
第1回目保険料の例

責任開始日 契約日



第2回目以後の保険料の例

契約応当日



- (※2) 指数連動型年金「ステップジャンプ」の場合は、契約日が責任開始期の属する月の翌月1日となり、第2回目以後の保険料の払込期月、払込猶予期間および失効の例は以下のとおりです。
払込期月: 4/1～4/30(年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)
払込猶予期間: 5/1～5/31(払込期月の翌日初日から末日まで)
失効: 6/1～(払込猶予期間満了日の翌日から)

契約の復活

- (1) 失効日から3年以内(指数連動型年金「ステップジャンプ」については3か月以内)であれば、所定のお手続きにて契約の復活の申し込みができます。なお、健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- (2) 復活時の責任開始期は、**復活保険料の払い込みをした時と告知(または第一生命指定の医師による診査)をした時のいずれか遅い時点(※3)となります。**これを「復活日」といいます。
(※3) 告知を不要とする場合は、復活保険料の払い込みをした時点となります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「払込期月・猶予期間とご契約の効力」「失効したご契約の復活」「払い込みが困難なときの継続方法」をご確認ください。

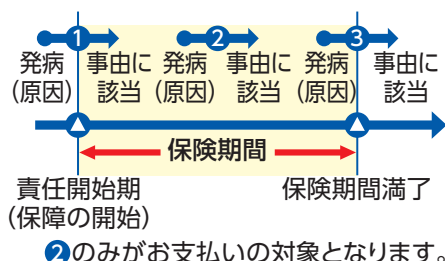
5 保険金などがお支払いできない場合

**責任開始期前に病気やケガが発生していた場合など、
保険金などがお支払いできないことや
保険料の払い込みの免除ができないことがあります。**

保険金などがお支払いできない主な場合

- (1) **責任開始期(または復活日)より前からすでに発生していた病気**(※1)(※2) **やケガを原因**とする、死亡保険金・死亡給付金以外の請求の場合

- (※1) 悪性新生物・上皮内新生物の診断確定を支払事由とする保険金については(2)のとおり。
(※2) その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始期より前に次のいずれかがある場合
- ・医師の診療を受けたことがある。
 - ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)がある。
 - ・被保険者(子ども学資保険の場合は契約者含む)が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



ただし、その病気に関して第一生命が告知などによって知った事実をもとに承諾したときや、責任開始期(または復活日)から2年経過後に入院を開始または手術を受けたときなどは、約款の規定により例外としてお支払いの対象となることがあります。

- (2) 悪性新生物・上皮内新生物の診断確定を支払事由とする保険金の請求の場合で、責任開始期前に悪性新生物・上皮内新生物の診断確定を受けたことがある場合、または責任開始期より90日以内に悪性新生物・上皮内新生物の診断確定を受けた場合
- (3) **「告知義務違反」**により契約や特約が解除された場合(ただし、保険金などの支払事由が解除の原因となった事実によらなかった場合を除く)
- (4) **責任開始期(または復活日)から3年以内に自殺**した場合など、約款に定める免責事由に該当する場合
- (5) 保険料の払い込みがなく、契約が**無効もしくは失効となった後に保険金などの支払事由に該当した**場合
- (6) 保険金などを**詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または保険金などの受取人が**暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき**など、**重大事由**により契約または特約が解除された場合
- (7) 保険契約について**詐欺の行為**により契約が取消になった場合、または保険金などの**不法取得目的**があつて契約が無効になった場合

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保険金などをお支払いできない場合(*)」をご確認ください。

*子ども応援団/Mickeyにご加入の方…「学資金などをお支払いできない場合」

指数連動型年金「ステップジャンプ」/積立年金「しあわせ物語」にご加入の方…「年金などをお支払いできない場合」

重要事項説明書（注意喚起情報）

6 ご加入の契約を見直す場合の留意点

現在ご加入の契約について、**保障見直し・解約・減額のうえ、新しい契約に加入されると、予定利率が変更となり保険料が高くなるなど、お客さまにとって不利益となる場合があります。**

現在の契約を解約・減額した場合

- (1) 新しい契約の取り扱いにかかわらず、現在の契約を元に戻すことはできません。
- (2) 解約・減額時の返還金は、多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額となります。
- (3) 一定期間の契約の継続を条件に発生する契約者配当の権利などを失う場合があります。

新しい契約を申し込む場合

- (1) 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては加入できない場合があります。(※)
(※) 保険種類によっては告知義務がない場合があります。
- (2) 告知が必要な傷病歴などを告知しなかった場合、告知義務違反による解除などが適用されることがあります。
- (3) 現在の契約のままであればお支払いできる場合であっても、新しい契約で、責任開始期より前にすでに発生していた病気やケガがあった場合など、保険金・給付金などのお支払いができない場合があります。
- (4) 保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」「全部見直し制度などを利用して加入される場合」「現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ」をご確認ください。

7 解約した場合

生命保険はお客さまのご都合によりいつでも解約できますが、**預貯金と異なり、解約されると多くの場合、解約返還金は保険料の累計額よりも少なくなります。なお、商品によっては保険期間を通じて解約返還金がない場合もあります。**

解約返還金は、保険の種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約後短期間の場合、まったくないか、あってもごくわずかです。別紙「今回お申し込みいただく保障内容と保険料」の解約返還金額表をご確認ください。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のもくじを参照し、「解約と解約返還金」をご確認ください。

8 保険会社が経営破綻した場合

保険会社が経営破綻した場合など、契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額が削減されることがあります。

第一生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のめくじを参照し、「保険金額などの削減」「生命保険契約者保護機構」をご確認ください。

9 保険金などの請求に関するお問い合わせ

保険金などの支払対象に該当した場合や支払対象かわからない場合は、当社担当者またはコンタクトセンターへご連絡ください。本人だけではなく、あらかじめ指定した保険契約者代理人や指定代理請求人の請求手続きが可能です。

第一生命コンタクトセンター

※受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

0120-157-157 (通話無料)

土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

受付時間が一部変更になっている場合があります。

お手数ですが、ホームページにて最新の状況をご確認ください。

ご請求について

支払事由に不明な点が生じた場合にも上記の問い合わせ先へご連絡ください。ご加入の契約内容によっては、保険金等の支払事由に複数該当することがあります。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

- (1) 「保険契約者代理特約」とは、保険契約者自らがお手続きを行うことができない特別な事情がある場合、あらかじめ指定した保険契約者代理人が代理人としてお手続きできます。保険契約者代理人に対して、代理人に指定されていることおよび契約内容や代理することができる手続き内容を必ずお伝えください。なお、保険契約者代理人がお手続きを行う際に保険契約者代理人から申出があり、第一生命が認めたときは、第一生命はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、第一生命の定める取扱にもとづき、保険契約者代理人に対して開示することがあります。
- (2) 「指定代理請求特約」とは、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が代理人として請求することができます。指定代理請求人に対して、代理人に指定されていることおよび代理して請求することができる保険金などについて必ずお伝えください。

住所などの変更

転居などにより**届け先住所が変更になった場合は、必ず第一生命へご連絡**ください。ご連絡いただけなかった場合、お客さまへ大切なご案内ができなくなるおそれがあります。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は

詳細に関しては「ご契約のしおり」のめくじを参照し、「保険金などの請求方法(*)」「手続き・請求を代理する制度」「住所などの変更」をご確認ください。

*こども応援団／Mickeyにご加入の方…「学資金などの請求方法」

指数連動型年金「ステップジャンプ」／積立年金『しあわせ物語』にご加入の方…「年金などの請求方法」

重要事項説明書（注意喚起情報）

苦情・相談について

ご加入の生命保険に関する「苦情・相談」については、
お客さま相談室またはお近くの第一生命へご連絡ください。

【第一生命の苦情・相談窓口】 お客さま相談室 03-3216-1211 (大代表)
※受付時間9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会となります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

(ホームページ:<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

個人情報の取扱い

個人情報の利用目的

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

機微(センシティブ)情報の取扱い

被保険者さまの健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

個人情報の第三者提供 再保険の取扱い

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容に関する情報、健康状態に関する情報など、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。外国の第三者へ個人データを提供する場合がありますので、当社ウェブサイト「外国への個人データ提供」を必ずご確認ください。

(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/crossborder.html)

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(※1)および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引き受けの判断あるいは保険金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、当社の保険契約等に関する所定の登録事項(※2)を共同して利用しております。

(※1) 詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

(※2) 詳細は、「ご契約のしおり」または当社ホームページ

(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/contract.html) でご確認ください。

支払査定時照会制度

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(※1)、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約等の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する所定の相互照会事項の情報(※2)を共同して利用しております。

(※1) 詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

(※2) 詳細は、「ご契約のしおり」または当社ホームページ

(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/satei.html) でご確認ください。

個人情報の取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり」または当社ホームページ(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご確認ください。

保険金などのご請求手続きとお支払事例

本ページは「保険金などのご請求手続きとお支払事例」冊子から抜粋しています。手続きの流れやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などの詳細を確認いただけますので、当社ホームページまたは下記に記載の二次元コードより閲覧ください。

「保険金などのご請求手続きとお支払事例」はこちら



https://www.dai-ichi-life.co.jp/contractor/notice/about_payment/pdf/index_002.pdf

※保険金などのご請求に関するご不明点は、当社担当者またはコンタクトセンター（入院・手術給付金、死亡保険金等専用ダイヤル）0120-211-157にお問い合わせください。

保険金などのご請求手続き方法について

被保険者が亡くなった 入院をした 手術をした

上記のような場合の給付金・保険金のご請求手続き方法は、以下のとおりです。
詳細は「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご確認ください。

担当者や第一生命コンタクトセンターで
お手続きされる場合

インターネットで
お手続きされる場合

当社へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 退院証明書、領収書、診療明細書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。
- 受取人より、当社担当者または第一生命コンタクトセンターへご連絡ください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター（入院・手術給付金、死亡保険金等専用ダイヤル）

 **0120-211-157**

受付時間が一部変更になっている場合があります。
お手数ですが、ホームページにて最新の状況をご確認ください。

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

スマートフォンの方はこちら



https://www.dai-ichi-life.co.jp/support/contact/office/telephone/ivr_hokenkin.html

書類のご準備

- 退院証明書、領収書、診療明細書、病名の分かる入院診療計画書など、病院発行の書類をお手元にご準備ください。

ご契約者専用サイトにアクセス

- 第一生命ホームページより、ご契約者専用サイトにアクセスして、必要事項を入力し、写真をアップロードするだけで、お手続きが完了します。



※ご契約者専用サイトに登録いただく必要があります。
※ご利用にあたっては一定の条件がございます。
利用条件はホームページでご確認ください。

ご契約者専用
サイトから
お手続き



<https://www.wise.dai-ichi-life.co.jp/html/jva/JVAREgulations1.html>

保険金などをめれなくご請求いただくためにご確認ください

ご請求の際には、以下の①～⑨のような事例に該当するかどうかご確認ください。ひとつでも該当する場合、ほかにも保険金などをお支払いできる可能性があります。

- ① 当社にご連絡いただいていない入院、手術、放射線治療などはありませんか？
- ② 糖尿病・高血圧性疾患・脂質異常症・高尿酸血症のいずれかの治療を目的として所定の投薬治療等を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ③ 3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）や上皮内新生物などになったときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ④ 身体障害者福祉法における障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ⑤ 介護が必要な所定の状態になったときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ⑥ 「造血幹細胞移植」や、骨髄ドナーとして「骨髄幹細胞採取」または「末梢血幹細胞採取」を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ⑦ 公的医療保険制度における先進医療を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？
- ⑧ ほかの契約で妻子型として被保険者となっていないませんか？
- ⑨ 企業保険や財形保険にご加入の場合は、勤務先や所属団体などのご加入窓口または引受保険会社へお問い合わせください



ご注意

- ☐ お支払いにはそれぞれいくつかの条件があります。また、契約内容によっては保険金などをお支払いできないことがあります。
- ☐ 約款の規定により手術給付金をお支払いできない手術があります。お支払いできる手術とお支払いできない手術については、当社ホームページの「手術給付金お受取額シミュレーション」から検索ができます。
- ☐ 詳細に関しては、「ご契約のしおり」「約款」「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご確認ください。

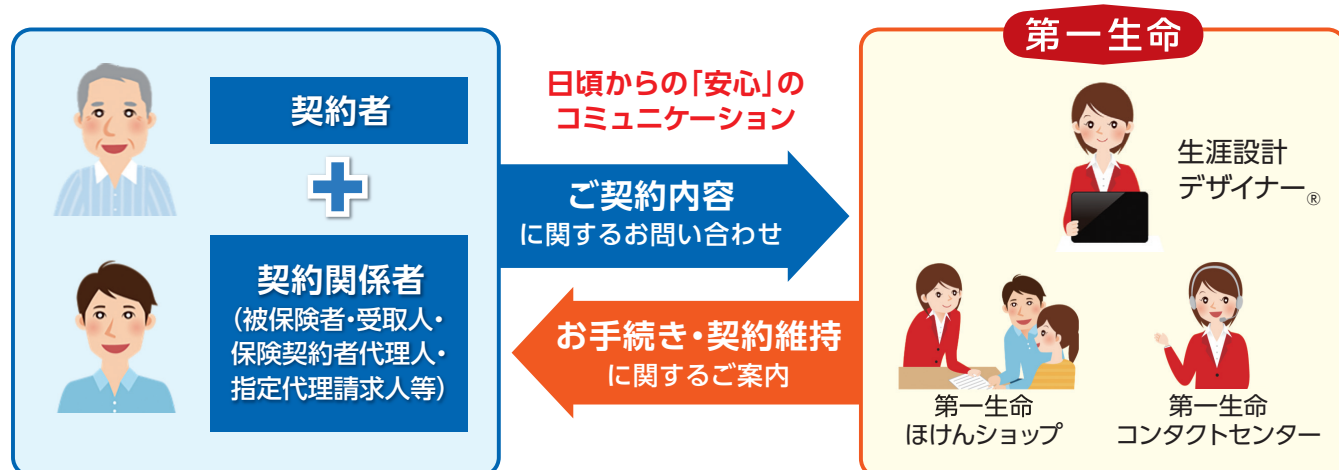
「保険金などのご請求手続きとお支払事例」はこちら



https://www.dai-ichi-life.co.jp/contractor/notice/about_payment/pdf/index_002.pdf

契約内容ご案内制度

「**契約内容ご案内制度**」(無料)にお申し込みいただくと、契約関係者(被保険者・受取人・保険契約者代理人・指定代理請求人等)の方に、「**契約内容や契約維持に必要な情報**」や「**保険金・給付金などのお手続き方法**」をスムーズにご案内させていただきます。



例えば こんなとき…「**契約内容ご案内制度**」へのお申し込みで解決できます!



高齢になり、契約内容や手続き方法に不安があるから、子どもに説明してもらえると安心だなあ…



私が病気やケガで入院した時も、親が手続きに必要な情報を問い合わせできると助かるわ…

さらに!

第一生命には、契約者・被保険者のもしものときに、家族が代わりに手続きできる特約があります。

契約者に代わって

契約に関する手続きをしたい

保険契約者代理特約

被保険者に代わって

保険金・給付金等を請求したい

指定代理請求特約

詳しくは、生涯設計デザイナーまたは、第一生命ホームページ (<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>) よりご確認ください。

契約内容ご案内制度

検索

➡ 契約内容ご案内制度のお申込み・規定の確認/各種変更・お届け

保険契約者代理特約

検索

指定代理請求特約

検索

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

契企(登)18435-01 2025.7